

# China Tax Monthly

## (中国税務月報)

2024年1月



## 中国税務調査最新動向

### 概要

「アフターコロナ」となって最初の1年にあたる2023年、中国では景気回復の勢いが鈍化し、地方の財政も苦しくなる傾向にあった。日本、欧米諸国で中国に関する地政学的リスクが認識され、外国企業によるサプライチェーンの再構築が検討されているなか、税収減少を懸念する中国税務当局は、クロスボーダー取引をはじめとする諸税務政策の執行をより厳格化しようとしている。ビッグデータの活用を特徴とする中国最新バージョンの税務申告管理システムである「金税四期」（「金税工程四期」の通称）の導入は、中国税務当局が税務監督をより効率化、厳格化しようとする試みの1つといえる。

中国税務当局は、外貨管理局、税関、商務局、市場監督管理局などの行政管理当局との情報交換を通じて、中国から外国親会社への配当、サービスやロイヤリティを含む各種の対外送金、貨物の輸出入、分割合併や撤退など再編に関わるクロスボーダー取引のモニタリングを強化している。また、同一の税務事項に対して、中国各地の税務当局の理解と執行にバラつきが生じる点も、従来の中国税務実務における特徴である。そのため、中国各地に複数の拠点を持つ多国籍企業では、グループ内でいかに統一した方針で税務リスクをコントロールするかが課題となっている。本稿では、中国税務調査の最新動向とその留意点について解説する。

※本文中の意見については、筆者の私見であることをあらかじめお断りする。

### 1. ビッグデータを活用した税収管理

#### 1.1 中国税務当局は納税者の税務リスクを常時モニタリングする枠組みを構築

中国税務当局（以下、「税務当局」という）は、納税者に関する膨大な税務・財務・その他のデータを活用し、税務のリスク管理に役立てている。

税務当局による税務リスク管理は、納税者のコンプライアンス体制の確保を業務の重点としており、納税者に対する日頃のリスク評価の枠組みを構築するものである。広範囲の定性的・定量的な情報収集を通じて、企業の全体的な状況をマクロレベルで理解するとともに、ビッグデータ分析によって、リスクモニタリングおよび規定遵守状況を完全な形で管理することを目指している。その代表的な取り組みが、最新の税収管理システム「金税四期」の開発と導入である。

#### 1.2 税務当局と各行政当局間の情報交換

DX（デジタルトランスフォーメーション）が積極的に推進されている中国では、税務を含む各行政当局による管理監督の現場において、ビッグデータとIT技術が活用されている。また、各行政当局の間では、情報共有と定期通告が盛んに行われている。

税務当局は「金税四期」を用いた税務に関するデータのみならず、外貨管理（銀行）、税関、公安、市場監督管理局、労働部門などのシステムをリンクさせ、各方面から企業に関連する各種データを収集・分析して企業の経営状況を把握し、日頃のリスクモニタリングを行っている。

### 1.3 課税執行方法の変化：立案調査から自主調整へ

このようなビッグデータ技術を活用する税収管理システムの導入は、税務調査人員の省力化につながるという。システムには、各種の自動検査機能が搭載され、企業のデータを過去データや同業他社のデータと比較し、異常数値を確認した場合、企業に説明や自主調査を求める仕組みとなっている。企業の説明や自主調査が不十分であると認められた場合、税務当局は正式な調査通知を出し、その企業に対して現場調査を行う。

また、税務当局は「納税信用評価制度」を導入しており、日頃のモニタリングによる各種の税務データに基づき、納税者をランク付けしている。納税信用評価ランクが高い納税者に対しては、税務調査の頻度が極力抑えられる。一方、納税信用評価ランクが低い納税者は、税務当局に厳格に管理され、税務調査をされる可能性が高くなる。

### 1.4 企業の留意点

「金税四期」の導入に伴う税務当局のデジタル化、人工知能（AI）化のプロセスに対応するため、企業は内部税務コンプライアンス、統制管理プロセスの強化が求められる。また、税務以外の情報を含めたデータ分析を活用した税務管理のデジタル化を検討する必要があると思われる。

## 2. 税制優遇措置の享受に関する税務当局の執行と管理モデル

### 2.1 地方の税務当局における執行のバラつき

近年、新型コロナウイルス感染症の流行と景気回復の鈍化に対応するために、中国政府は企業の負担軽減を目的として、各種税金の免除や減額措置の策定を税務当局に指示し、各種の税制優遇措置を公布した。

優遇措置の適用について、税務当局内部では「上から下へ」の管理体制がとられている。そこで、「納税者は享受できる措置をすべて享受すべきだ」という原則の下、国レベルの税務総局が下層レベルである各地方税務当局に対し、適用の執行基準等の指導を行った。しかし実務上、各地方税務当局の執行にはバラつきがある。

たとえば、一部の地方では、税務当局が納税者による優遇措置享受の実績を積み上げるために、適用対象となりそうな納税者に対して、優遇措置の適用を強制したケースがある。納税者が後日の税務リスクを懸念して優遇措置の適用を保留にした場合、税務当局より、その理由について書面による説明を求められたという。一方、一部の地方では、財政難から納税者の優遇措置適用に抵抗感を示した税務当局もある。納税者が税務当局の意向に反する形で優遇措置を適用した場合、のちの税務調査を招きかねない。

こうした各地方税務当局による執行のバラつきは、中国各地に複数拠点を持つ多国籍企業にとって、グループ内でいかに統一した方針で優遇措置に関する税務リスクをコントロールするかという課題につながる。

### 2.2 「事後管理モデル」による不確実性

2018年以降、中国政府は「放・管・服」（行政の簡素化と権限の委譲、管理の統合、サービスの最適化の略）というスローガンの下、行政制度改革を促進し、政府機能の転換を推進しようとしている。税務優遇措置については、従来の時間を要する税務当局による事前承認プロセスがなくなり、納税者がより早期に優遇措置を享受できる「事後管理モデル」に切り替えられた。

具体的には、ある特定の優遇措置について、納税者が事前に税務当局の承認を得る必要がなくなった。納税者は自ら適用可否を判断し、適用可能と判断した場合は、税務当局に届出することで優遇措置を享受することができる。税務当局が届出を受理する段階では、特に詳細な審査、明確な判断を行わず、納税者が優遇措置を享受した後に、税務当局は「事後管理」の形で、優遇措置の適用要件等を詳しく審査することになる。

このような管理モデルの下では、納税者はより早く優遇措置を享受できる一方で、税務当局の承認を事前に得ていないことから、従来よりも不確実性が高まる。これは、後日、税務当局が「事後管理」において、質疑・調査を行う可能性があるためである。

特に、近年はコロナ禍の影響を受け、地方財政収入が落ちているため、税務当局は優遇措置の適用に対する「事後管理」を厳しくする傾向にある。中国に進出している日系企業のなかには、研究開発費の割増損金算入、租税条約による源泉税率の優遇、増値税留保税額の還付、組織再編に関する特殊性税務処理（適格組織再編）の適用といった優遇措置の享受について、「事後管理モデル」によって優遇措置適用の否認ないし税務調査につながった実例が見受けられる。

### 2.3 企業の留意点

優遇措置の適用は、企業のキャッシュ・フローと利益に貢献することが期待できる一方、企業はこういった当局による執行のバラつきと「事後管理」のリスクを意識し、適用要件を十分に理解したうえで、現地税務当局の執行基準を事前に把握することが求められている。必要に応じて、外部専門家による優遇措置適用の事前アセスメントを実施することは、税務リスクを低減する対策の1つといえる。

(MUFG BK 中国月報 2024 年 1 号に掲載)

### Contact us お問い合わせ先

(執筆者連絡先)

KPMG 中国 日系企業サービス

税務パートナー

李輝 (Lisa Li)

中国北京市東長安街 1 号東方広場 KPMG 大楼 7F

Tel: +86-10-8508-7638 E-mail: lisa.h.li@kpmg.com